

有機農業の推進に関する基本的な方針の 骨子(案)

項目	現行方針(H26.4 改定)	改定のポイント	改定骨子(案)
<p>第1 有機農業の推進に関する基本的な事項</p>	<p>有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされている。</p> <p>我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつあり、こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進 2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進 3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進 4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進 5 農業者その他の関係者の自主性の尊重 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食農審果樹・有機部会(中間とりまとめ)にて、「有機農業の取組拡大自体を目的とするのではなく、農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべき」と指摘されているため、推進目的が明確になるよう整理。 2. その際、因果関係に基づき施策を体系化し、現行方針記載の1～4を、2つに大きくり化。 3. ただし、法第3条第4項の記載に基づく「農業者その他の関係者の自主性の尊重」は維持。 	<p>○有機農業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業全体でSDGsの達成にむけた取組を進める際、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するとともに、生物多様性や地球温暖化防止に<u>高い効果を示す取組の拡大が重要であること</u>、 ・需要に応じた生産供給や輸出増大を図る取組の中で、<u>国内外で拡大している有機食品需要に対し、国産による安定供給を推進することが重要であること</u>、 <p>からその<u>取組拡大が必要であり、有機農業の生産拡大と、有機食品市場における国産シェアの拡大を推進。</u></p> <p>○有機農業の生産拡大に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が容易に有機農業に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進 (2)農業者や関係者が、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売等に積極的に取り組むことができるよう、有機農業の産地づくりを推進 <p>○国産有機食品シェア向上に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)消費者が容易に、我が国の有機農業で生産された農産物や加工品を利用できるよう、販路開拓や流通の合理化による販売機会の多様化を推進 (2)有機農業者その他の関係者と消費者との連携に当たっては、有機農業に対する消費者の理解確保及び国産品に対する需要喚起を推進 <p>○有機農業の推進に当たっては、<u>農業者その他関係者の自主性を尊重し、生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意。</u></p>

項目	現行方針(H26.4 改定)	改定のポイント	改定骨子(案)
<p>第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項</p>	<p>1 目標の設定の考え方 有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られており、今後は、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとし、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。</p> <p>2 有機農業の推進及び普及の目標</p> <p>(1)有機農業の拡大 おおむね平成 30 年度までに、0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増(1%)。</p>	<p>因果関係に基づく施策体系を前提に、可能な限り定量的に検討し、目標値を設定</p>	<p>1 目標の設定の考え方 ○国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機農業の消費及び生産に係る目標を設定。 ○この<u>需要見通し及び目標については、長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10 年後(2030 年)で設定。</u></p> <p>2 有機食品の需要見通し ○国内の有機食品の需要見通しについては、2009 年(約 1,300 億円)及び 2017 年(約 1,850 億円)の国内有機食品市場の規模を前提に推計。 ○我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に推計。</p> <p>3 有機農業の推進及び普及の目標 (1)有機食品の消費の目標 ○有機食品の国産シェアは、<u>2030 年の目標値を ●●%と設定。</u> ○また、消費者の理解確保に向けた取組状況を、<u>有機食品を週1回以上利用する消費者の割合</u>で評価することとし、<u>2030 年には●●%にすることを目標と設定。</u></p> <p>(2)有機農業の生産に係る目標 ○国内における有機農業の取組面積について、<u>需要見通し等を踏まえ、2030 年の目標値を●●千 haと設定。</u> ○生産拡大に不可欠な人材育成に向けた取組状況を、<u>有機農業者数</u>で評価することとし、<u>2030 年には●●千人にすることを目標と設定。</u></p>

	<p>(2)有機農業に関する技術の開発・体系化 おおむね平成 30 年度までに、都道府県において、 主要な作物を対象に有機農業の技術体系を確立。</p> <p>(3)有機農業に関する普及指導の強化 おおむね平成 30 年度までに、都道府県の有機農 業に関する普及指導体制の整備率を 100%に。</p> <p>(4)有機農業に対する消費者の理解の増進 おおむね平成 30 年度までに、有機農業について知 る消費者の割合を 50%以上に。</p> <p>(5)都道府県等における有機農業の推進体制の強化 都道府県では、有機農業の推進を目的とする体制 の整備率を、おおむね平成 30 年度までに 100%に。 市町村にあつては、就農相談先の設置等の体制整 備率を、おおむね平成 30 年度までに 50%以上に。</p>		
--	---	--	--

項目	現行方針(H26.4 改定)	改定のポイント	改定骨子(案)
<p>第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項</p>	<p>1 有機農業者等の支援 (1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 就農相談、各種研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成支援、就農希望者の研修等 〕</p> <p>(2) 有機農業の取組に対する支援</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 共同利用機械・施設の整備の支援、環境保全型農業直接支払による支援等 〕</p>	<p>1. 果樹・有機部会における「中間とりまとめ」に従い、冒頭部分に、国が、国際水準の有機農業を推進する範囲等を記載。</p> <p>2. 具体的施策は、生産拡大に向けた施策と、国産シェア拡大に向けた施策に再整理し、「中間とりまとめ」への対応として行う施策を追記。 なお、現行方針の内容は概ね継承しつつ、記述の重複や表現の簡素化等を全体的に調整。</p> <p>3. 調査の実施等(現行方針の5. 以降)は、現行方針の記載内容を踏まえ、引き続き推進。</p>	<p>1 施策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有機食品を利用する者を増やし国産シェアを拡大していくため、消費者等にわかりやすく、新たに有機農業に取り組む農業者にとってもわかりやすい施策を講じる必要があり、生物多様性保全や地球温暖化防止等の高い効果が明らかにされてきている国際水準の有機農業を推進。 ○ 産地においては、認証取得の有無にかかわらず、多くの農業者が国際水準の有機農業に取り組める環境づくりを推進。また取引の必要に応じ、<u>有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり</u>を推進。 ○ 他方、有機農業に関する調査や技術開発等は国際水準に限らず幅広く対象とし、農業者その他関係者の自主性を尊重。 <p>2 有機農業の生産拡大に向けた施策について</p> <p>(1) 有機農業者の人材育成に関する施策</p> <p>① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策 ※ 現行方針の1(1)の施策に加え、中間とりまとめ指摘「生産者の人材育成」に関連する以下の事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS 制度に関する研修機会の提供等の技術的・経営的サポート。 <p>② 有機農業の取組に対する施策 ※ 現行方針の1(2)の施策(産地づくりに関する施策を除く)に加え、中間とりまとめ指摘「生産者の人材育成」に関連する以下の事項を追加。</p>

	<p>有機農業を核とした地域振興の計画達成に必要な支援、有機農業に関する技術実証、技術習得支援、優良な取組の情報発信等</p> <p>(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援</p> <p>販路確保支援、意見交換・商談等の設定、有機農産物等の取扱いの拡大働きかけ等</p>		<p>○ 国際水準の有機農業の取組等について、農業者に指導・助言を行う人材の育成や現地指導体制の整備。</p> <p>(2) 有機農業の産地づくりに関する施策</p> <p>※ 現行方針の1(2)の施策(有機農業の取組に対する施策を除く)に加え、中間とりまとめ指摘「生産者の相互連携」「有機農業に適した農地の確保」に関連する以下の事項を追加。</p> <p>○ 有機農業者のネットワークづくりによるロットの拡大等、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化。</p> <p>○ 有機農業の実施を含む農地の借受希望者の詳細な希望の把握や、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じた、有機農業に適した農地の確保・集団化。</p> <p>○ 有機農業を活かして地域振興につなげている市町村等の相互の交流や連携を促すため自治体のネットワークづくり。</p> <p>3. 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について</p> <p>(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について</p> <p>① 農産物の流通・加工・販売に関する施策</p> <p>※ 現行方針の1(3)の施策(有機 JAS 認証に関する施策を除く)に加え、中間とりまとめ指摘「生産者と事業者の連携による販路開拓」「流通の合理化」に関連する以下の事項を追加。</p> <p>○ 有機農業者のネットワークづくりによるロットの拡大等、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化(再掲)</p> <p>○ 実需者との円滑な商談、流通の合理化に向けた実証や成果の普及。</p>
--	---	--	---

	<p>有機 JAS 等の知識の習得及び制度の活用、有機 JAS 認証の取得手続の簡素化等の検討、表示ルールに関する啓発等</p> <p>3 消費者の理解と関心の増進</p> <p>有機農業に関する知識の普及啓発、農産物の情報の提供、優良な取組の顕彰及び情報の発信、等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 有機加工食品の規格や取組事例等に関する講習会を通じた、国産有機農産物の加工需要の拡大呼びかけ。 ○ 有機食品の輸出拡大に向けた、有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進。 ○ 集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入促進。 <p>② 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり</p> <p>※ 現行方針の1(3)の施策(農産物の流通・加工・販売に関する施策を除く)に加え、有機 JAS の取得促進につながる取組や、中間とりまとめにて、「有機農業関連制度がわかりにくい」と指摘されていたことを踏まえた事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに有機農業に取組む農業者に対し、有機 JAS 制度に関する研修機会の提供等の技術的・経営的サポート。 ○ 国際水準の有機農業の取組等について、農業者に指導・助言を行う人材の育成や現地指導体制の整備。 ○ 有機加工食品の規格や取組事例等に関する講習会を通じた、国産有機農産物の加工需要の拡大呼びかけ。 ○ 有機認証取得にかかる手間の軽減。 <p>(2)消費者の理解確保に向けた施策について</p> <p>① 消費者の理解と関心の増進に関する施策</p> <p>※ 現行方針の3の施策に加え、中間とりまとめ「消費者への情報伝達」に関連する以下の事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対する研修・情報提供等、エンカルの面を含む有機農業の価値を消費者にわかりやすく伝える環境づくりの推進。
--	---	--	--

	<p>4 有機農業者と消費者の相互理解の増進</p> <p>（食育、児童・生徒や都市住民等と有機農業者との理解推進、優良な取組の顕彰及び情報の発信等）</p> <p>2 技術開発等の促進 (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進 (2) 研究開発の成果の普及の促進</p> <p>（技術体系の確立、新技術の実証試験の実施、技術ニーズの把握・試験研究への反映、有機農業者への研究開発成果の普及、普及指導員等に対する研修・情報提供等）</p> <p>5 調査の実施</p> <p>6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援</p> <p>7 国の地方公共団体に対する援助</p>		<p>② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策 ※ 現行方針の4の施策に加え、中間とりまとめ「消費者への情報伝達」に関連する以下の事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国産有機農産物等を扱う小売事業者等と連携し、国産有機農産物の消費需要喚起・消費者理解確保の推進。 ○ 有機農業を活かして地域振興につなげている市町村等の相互の交流や連携を促すため自治体のネットワークづくり。 <p>4. 技術の開発と普及の促進 ※ 現行方針の2の施策に加え、中間とりまとめ「有機農業の栽培技術の開発」に関連する以下の事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雑草対策などの生産技術の実証・成果の普及、栽培技術向上に向けた研修等の推進。 <p>5 調査の実施</p> <p>6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援</p> <p>7 国の地方公共団体に対する援助</p>
--	--	--	--

項目	現行方針(H26.4 改定)	改定のポイント	改定骨子(案)
<p>第4 その他 有機農業の 推進に関し 必要な事項</p>	<p>1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備 (1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備 (2) 有機農業の推進体制の整備 (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備</p> <p>2 有機農業者等の意見の反映</p> <p>3 基本方針の見直し 平成 26 年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。</p>	<p>1. 現行方針の内容は概ね継承しつつ、記述の重複や表現の簡素化等を全体的に調整。</p> <p>2. 基本方針の見直しに関する記述を修正</p>	<p>1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備</p> <p>2 有機農業者等の意見の反映</p> <p>3 基本方針の見直し ○この基本方針では、作況や経済情勢等の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10 年後(2030 年)を目標年度として目標数値を設定。 ○この達成状況を踏まえ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討。</p>

(以上)